

平成29年度スポーツ少年団登録に関するご案内について

日ごろよりスポーツ少年団育成にご尽力頂き、厚く御礼申し上げます。
平成29年度のスポーツ少年団登録についてご案内いたします。
平成29年度登録は、平成28年度と同様にWeb登録システムを利用した手続きとなります。スポーツ少年団登録システム上に掲載している操作マニュアル(3/26までに更新予定)をご参照の上、以下の手続きを進めてください。

スポーツ少年団登録を更新しない場合は、市区町村スポーツ少年団にその旨ご連絡ください。

登録手続きの流れ

(1. Web登録システムでの手続き)

①スポーツ少年団登録システムにログインする(3/27～)

平成29年3月26日(日)はシステムのメンテナンスを実施するためシステムにログインできません。平成29年3月27日(月)から下記ユーザー名・パスワードでログインし、平成29年度登録作業を行ってください。(3/27まで平成29年度登録作業はできません)
※ユーザー名の変更はなく、パスワードのみ変更となります。
※3月25日(土)までは旧パスワードでログインしてください。

URL	https://www.jjsa-entry.jp	
ユーザー名		パスワード

②登録情報の確認・修正・入力

以下登録情報の確認・修正・入力を行ってください。
・入力済情報の確認、修正
・平成29年度登録更新しない方の登録ステータスの変更(「更新」から「未更新」)
・新規登録者の入力
なお、システムメンテナンスにより、平成29年3月27日(月)以降、システムに登録されている登録情報が下記のとおり修正されます。
・登録ステータスの修正(「今年度登録」欄を「更新」・「新規」から「更新」に修正)
・登録指導者及び団員の年齢の繰り上げ
※その他の登録情報は、平成28年度のデータが引き継がれています。

③市区町村スポーツ少年団への登録申請(4/1～7/31)

登録情報の入力が終わりましたら、システム上で登録申請をしてください。登録申請期限については、原則として7月31日までですが、市区町村スポーツ少年団で独自に期限を設けている場合がありますので、登録申請する市区町村スポーツ少年団にご確認の上、手続きを行ってください。

(2. 市区町村スポーツ少年団への登録料支払い)

登録申請後、市区町村スポーツ少年団から登録料の支払いに関する連絡(E-mail)が届きます。市区町村スポーツ少年団からの登録料請求メール受信後、指定の方法で登録料をお支払いください。

(3. 登録手続き完了)

市区町村スポーツ少年団で入金確認後、登録完了の連絡(E-mail)が届きます。その後、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団登録へ手続きが行われます。

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満20歳以上とする。
3. 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成され、登録指導者のうち1名を代表指導者とする。なお、指導者は少なくとも2名以上を有資格指導者としなければならない。ただし新規登録単位スポーツ少年団の指導者は、年度内に資格を取得すればよいものとする。
4. 指導者は2人以上の代表指導者を兼ねることはできない。
5. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
6. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
7. 市区町村スポーツ少年団は上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役職員の登録も同時に行うものとする。
8. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役職員の登録も同時に行うものとする。
9. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者・役員1名700円とする。

第3条 スポーツ少年団登録規程第5条に関しては次の通りとする。

1. 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sports Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
2. 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sports Japan」を送付する。
3. 団員については団員章を交付する。
4. 指導者については登録証ならびに指導者章を交付する。
5. 役員については登録証を交付する。

第4条 前条による認定を受けた単位スポーツ少年団、団員、指導者は市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する事業等に参加の権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標準等の使用(営利目的での使用は除く)を認められる。

第5条 登録者の個人情報は、公益財団法人日本体育協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第6条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

附則10 本細則は平成28年11月11日に改定施行し、平成29年度登録から適用する。

市区町村スポーツ少年団の連絡先はハガキ表面を確認してください。

公益財団法人日本体育協会
日本スポーツ少年団